

那覇教第 520 号
令和 5 年 3 月 30 日

那覇市立認定こども園利用園児の保護者 様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令
時の対応ガイドラインの一部改正について(通知)

日頃から本市の教育・保育行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

この度、さらなる安全安心な教育・保育の提供を図るため、「那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令時の対応ガイドライン」について、下記のとおり改正を行いました。

なお、令和 4 年 5 月 11 日付けこども教育課長通知の「那覇市立認定こども園の台風時における教育・保育の提供について」は廃止といたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

【主な改正点】

- ・本ガイドラインの適用範囲について、台風以外の災害を対象としていましたが、台風襲来時も対象に加えました。
- ・開園前の休園判断については、開園時刻前としていましたが、午前 7 時 30 分時点に変更しました。
- ・給食対応については、別添のガイドラインのとおり新たに記載しました。
- ・園と保護者の連絡体制については、避難場所や緊急時の引き渡し方法について書面で保護者と確認することや、保育業務支援システムや緊急メールにてお知らせすることを追記しました。

担当：那覇市こども教育保育課

TEL 098-861-2113

FAX 098-861-2114